

○ 西いぶり広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 9 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めることを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 7 年室蘭市条例第 4 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。